

# 紀中地域森林計画書

(紀中森林計画区)

計画期間 自 2016年(平成28)年4月1日  
至 2026年(平成38)年3月31日  
  
(2018年(平成30年)12月変更)

和歌山県



## 紀中森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2019年（平成31年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

### 1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：ha）

区 分	面 積	備 考	
総 数	82,258	△19ha	
市 町 村 別 内 訳	有田市	658	
	御坊市	1,560	
	湯浅町	720	
	広川町	4,831	△0ha
	有田川町	26,380	
	美浜町	592	△1ha
	日高町	2,969	
	由良町	1,942	0ha
	印南町	7,536	△19ha
	みなべ町	7,614	
	日高川町	27,456	1ha

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す。

- （注）
1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
  2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
  3. 森林計画図は和歌山県庁、有田振興局、日高振興局に備え付け閲覧に供する。

2 第3-6-(2)から第3-6-(5)までを一号ずつ繰り下げ、第3-6-(1)の次に次の1号を加える

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

3 「第6-4 林道の開設又は拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更する。

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
	(略)								
拡張	改良 点検診断 ・保全整備		広川町	七力	30 3橋	291	○	37	橋梁
			計	1路線	30 3橋				
	(略)								
			合計		36,412 3橋				

注 全体計画量については全国森林計画を基に算出し、計画路線及び延長については、各市町村の計画を掲載した。

4 「第6-6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の一部を別表のとおり変更する。

